

コミュニティビジネス事業認証団体募集のご案内

福井県コミュニティビジネス推進協議会

福井県内でコミュニティビジネスに意欲的に取り組む団体を積極的に支援するため、「福井県コミュニティビジネス事業認証」制度を創設しました。

以下の申込要領に基づき、ご応募ください。

「コミュニティビジネス事業認証」制度の概要

(1) コミュニティビジネスとは？

商店街の活性化、子育て支援や子どもの健全育成、高齢者支援、環境・資源の保全など、地域・コミュニティの様々な課題・ニーズに対応し、継続的に事業を行い、解決をしていくのがコミュニティビジネスです。

コミュニティビジネスは地域のためになるだけでなく、働く人の生きがいや働きがいにもつながると期待されています。

(2) 事業認証を受けると、どのような特典がありますか？

ア コミュニティビジネス創業奨励補助金の申請ができます（別添補助金の募集についてをご覧ください。）。

イ 「福井県産業活性化支援資金（コミュニティビジネス支援分）」の融資が受けられます（別添融資制度の概要をご覧ください。）。

ウ コミュニティビジネスの経営等について専門家の指導・助言が得られます。

エ 活動内容等について、ホームページでの紹介や報道機関等への広報により、PRを支援します。

オ 福井県コミュニティビジネス推進協議会の事業認証団体であることの表示を許諾します。

カ 事業認証団体相互の交流会等への参加や各種情報の提供を行います。

(3) 申込みは、どのようにすればよいのでしょうか？

次の申込要領に基づきご応募ください。

【申込要領】

1 申込者の要件

次のいずれも満たす団体（団体の構成員は2名以上で、法人格は問いません）

ア 既にコミュニティビジネス事業活動を行っている団体、または、今後1年以内にコミュニティビジネス事業活動に取り組むことが確実なこと。

イ 原則として「コミュニティビジネス塾」（福井県コミュニティビジネス推進協議会主催）を修了した方が主体となっていること（「地域助け合いビジネス塾」（平成16～18年度）を受講した方が主体となる団体を含む。）。

2 申込の手続き

別添「申込書」および添付資料を福井県コミュニティビジネス推進協議会へ提出してください。

3 認証の手続き

認証審査会において、提出していただいた申込書等の内容を次の認証要件に基づき審査します。

- ア 街なかのにぎわい創出など、地域の課題解決につながり、事業内容が地域助け合い活動にふさわしいこと。
- イ 事業の実施が確実で、適正な運営が十分に見込まれること。
- ウ 団体が拠点を置く地域を主なサービスの提供範囲としていること。
- エ 有償サービスの提供など、ビジネスの手法を取り入れた継続性のある事業であること。
- オ 雇用創出効果が見込まれる事業であること。
- カ 事業から生まれる利益は、事業に再投資されるか、地域コミュニティのために還元されること。
- キ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること（または、許認可等を得る予定であること。）。
- ク 宗教活動または政治活動でないこと。
- ケ 公序良俗に反する行為または違法な行為を伴う事業でないこと。

4 認証後の手続き

毎年度末に事業報告書を提出していただくこととなります。また、要件に合わなくなった場合等、認証を取り消す場合があります。

5 申込期間

申込みは随時受け付けしています。ただし、平成20年度の「コミュニティビジネス創業奨励補助金」を申請しようとする団体は、平成20年8月8日（金）までに認証申込書を提出してください。

6 提出先・お問い合わせ先

〒910-0055 福井市大手3丁目7番1号 織協ビル4F 福井県中小企業団体中央会
福井県コミュニティビジネス推進協議会事務局
TEL 0776-23-3042